

# 特別養護老人ホーム ひまわり 利用料金表①：自己負担分

令和6年8月1日改訂

介護区分	施設サービス費 (単位)/日	各種体制についての加算 (単位)/日	地域加算	介護職員処遇改善加算	30日計算			負担限度額認定状況	食費/日	居住費/日	日用品費/日	30日計算
					1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)					自費分
要介護1	670				26,729	53,458	80,187	第1段階	300	880	200	41,400
要介護2	720				28,485	57,048	85,455	第2段階	390	880	200	44,100
要介護3	815	+ ・看護体制加算Ⅰ : 4 ・看護体制加算Ⅱ : 8 ・夜勤職員配置加算Ⅳ : 21 ・個別機能訓練加算Ⅰ : 12 ・日常生活継続支援加算Ⅱ : 46	× 10.27	× 0.14	31,822	63,644	95,465	第3段階①	650	1,370	200	66,600
要介護4	886				34,316	68,631	102,947	第3段階②	1,360	1,370	200	87,900
要介護5	955				36,739	73,478	110,217	基準負担額	1,800	2,066	200	121,980

## 個別、または月毎に算定される加算（単位）

初期加算	入居日から30日間に限って算定	30/日
科学的介護推進体制加算Ⅱ	厚労省に心身や疾病の情報を提出し、ケアに反映	50/月
自立支援促進加算	医師の医学的評価に基づく自立支援の実施	280/月
療養食加算	医師の指示箋に基づく療養食の提供	6/食
経口移行加算	経管栄養から経口栄養に移行する際に算定	28/日
経口維持加算Ⅰ	医師を含めた各専門職で食事への取り組み	400/月
経口維持加算Ⅱ	食事の観察及び会議に各専門職が参加	100/月
口腔衛生管理加算Ⅱ	歯科衛生士が2回/月以上口腔ケアを実施し評価	110/月
生活機能向上連携加算	外部のリハビリと共同で個別機能訓練を実施	200/月
個別機能訓練加算Ⅱ	厚労省に訓練計画の情報を提出し、訓練に反映	20/月
個別機能訓練加算Ⅲ	個別機能訓練計画の内容等、適切な実施のための情報を共有し、必要に応じ訓練計画の見直しを行い、その内容について関係職種間で共有していることを評価	20/月
褥瘡マネジメント加算Ⅰ～Ⅱ	褥瘡リスクに対する計画作成と発症予防を評価	最大13/月
排泄支援加算Ⅰ～Ⅲ	排泄の自立支援に取り組み、改善を評価	最大20/月
ADL維持等加算Ⅰ～Ⅱ	入居6ヶ月後に心身状態が維持できている際に算定	最大60/月
若年性認知症入所者受入れ加算	若年性認知症の対象者を受け入れた際に算定	120/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	入所後7日間のみ算定	200/日
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	認知症専門職のチームケアによる認知症	150/月
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	介護の提供	120/月
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進を評価	100/月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		10/月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	感染者が発生した場合、協力医療機関と連携し施設内で適切な対応を行い感染拡大の防止に努めることを評価。	10/月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）		5/月

※上記単位数に、介護職員等処遇改善加算：0.14を乗じた金額の利用者負担割合（1～3割）を加算として請求します。

## その他

事務費	1,500円/月	貴重品・現金管理等を施設が代行する場合
レク・クラブ費	自費	レクリエーション等の材料費等
理美容費	自費	施設内で行う出張理美容サービス費
電気代	50円/日	コンセントを使用する電化製品・充電器(1口毎)
入院時等居室待機料金	2,066円/日	外泊・入院 7日目～帰居日前日まで

★利用料、加算は概算であり、おおよその目安になります。

看取り介護加算（Ⅱ）	看取りの日以前 31～45日以内 看取りの日以前 4～30日以内 看取りの日前日及び前々日 看取りの日	72/日 144/日 780/日 1,580/日
在宅復帰支援機能加算		10/日
在宅・入所相互利用加算		40/日
退所前訪問相談援助加算		460/日
退所後訪問相談援助加算	施設から居宅・医療機関へ退所する際、各サービス担当者との連携時に算定	460/日
退所時相談援助加算		400/日
退所前連携加算		500/日
退所時栄養情報連携加算		70/月
退所時情報提供加算		250/月
再入所時栄養連携加算	再入居時に病院の栄養士と連携し栄養ケア計画を作成	200/回
入院・外泊時費用	6日以内を算定（居住費と合わせて算定） 6日以内を算定(外泊中に施設が在宅サービスを提供)	246/日 560/日
協力医療機関連携加算	協力医療機関との定期的な連携体制の実施を評価	100/月
配置医師緊急時太陽加算	医師が通常の勤務時間外に往診し診療 医師が早朝、夜間に往診し診療	325/回 650/回 1,300/回
安全対策体制加算	安全管理の担当者を配置し安全対策体制を整備	20/入居月
新興感染症等施設療養費	新興感染症発生時等において必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で施設内で療養を行うことを評価	240日/

## ※食費・居住費について利用者負担額の算定の基準（市町村民税が世帯非課税の方）

第1段階	生活保護を受けている、または老齢福祉年金を受けている
第2段階	年金収入等（非課税年金を含む）が80万円以下かつ預貯金が単身650万円、夫婦1,650万円以下
第3段階①	年金収入等が80万円超120万円以下かつ預貯金が単身550万円、夫婦1,550万円以下
第3段階②	年金収入等が120万円超かつ預貯金が単身500万円、夫婦1,500万円以下
第4段階	上記対象者以外

※手続きなど詳細は、役所の介護保険窓口にお問い合わせください。